

令和7年度第2回
名古屋市被災地域支援本部会議

令和7年12月5日

目 次

資料 1

- 1 東日本大震災に係る被災地への支援 1
- 2 陸前高田市との交流 9
- 3 令和 6 年能登半島地震に係る被災地への支援 16

資料 2

被災地への応援職員派遣に関する基本方針（案）

1 東日本大震災に係る被災地への支援

(1) 陸前高田市への職員派遣

ア 令和7年度の職員派遣

職 務 内 容	派遣先所属	派 遣 元 局	派遣人数
防災関係業務	防 災 課	防災危機管理局	1名

(注) 地方自治法第252条の17に基づく年間を通じた派遣

イ 陸前高田市への支援に対するネット・モニターアンケートの実施

本市が実施する職員派遣等の被災地支援活動について、市民の考えや評価を調査した。

区 分	内 容
調 査 テ ー マ	東日本大震災被災地支援活動について
期 間	令和7年8月29日（金）～9月8日（月）
対象モニター	調査対象500名に対して有効回収数416名 （有効回収率83.2%）
調 査 結 果	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市が被災地へ職員派遣していることについて、「賛成」が69.5%、「どちらかという」と賛成」が26.9% ・今後、他市町村で大規模災害が発生した際に、名古屋市が被災地へ職員派遣することについて、「賛成」が69.2%、「どちらかという」と賛成」が28.4%

ウ 令和8年度の職員派遣予定

復興庁が定めた「第2期復興・創生期間」が令和7年度で終了すること、及びこの間において陸前高田市におけるハード整備事業が完了することなど、本市は被災地支援において一定の役割を果たし、当初の目的をおおむね達成したと考えるところである。

このため、本市からの支援としての職員派遣については令和7年度で終了するが、今後は交流を目的とした相互の職員派遣を新たに実施するなど、「支援」から「交流」のさらなる転換を図り、陸前高田市と協議の上、友好都市協定に基づいた交流を推進する。

《参考》これまでに派遣した職員の人数及び主な業務内容について

年 度	延べ人数	主 な 業 務 内 容
平成 2 3 年度	1 4 4 名	企画政策・広報業務、税関係業務、環境安全業務、保健・福祉業務、学校建設業務、農林関係業務、窓口業務、被災者支援業務
平成 2 4 年度	1 6 名	産業労働業務、保健・福祉業務、復興計画推進業務、学校建設業務、道路等復旧業務、水道事業運営業務
平成 2 5 年度	1 3 名	復興計画推進業務、学校建設業務
平成 2 6 年度	1 1 名	復興計画推進業務、学校建設業務
平成 2 7 年度	8 名	復興計画推進業務
平成 2 8 年度	1 1 名	復興計画推進業務
平成 2 9 年度	1 3 名	復興計画推進業務
平成 3 0 年度	1 2 名	復興計画推進業務
令和 元 年 度	1 2 名	復興計画推進業務
令和 2 年 度	1 2 名	観光交流・振興業務、復興計画推進業務
令和 3 年 度	6 名	復興計画推進業務
令和 4 年 度	1 名	防災関係業務
令和 5 年 度	1 名	防災関係業務
令和 6 年 度	1 名	防災関係業務
計	2 6 1 名	

(2) 報告会等の開催

ア 市民向け講演会等

市民の理解と協力を得て、継続して被災地支援を行っていくとともに、市民の防災意識の高揚を図るため、被災地の現状や震災の教訓等を伝える取り組みを行う。

(ア) 被災地派遣職員等による講演会

内 容：被災地支援を通して培った知識や経験等について、体験談を交えながら、市民へ伝えるもの。

場 所：4区（令和7年10月31日時点）

(イ) パネル展示等各種広報

- ・港防災センターでのパネルの常設展示
- ・市公式ウェブサイトへの掲載

イ 職員向け報告会

報告会を開催し、被災地支援活動を通じて得られた経験等を伝えることで、行政組織としての防災力の向上につながる取り組みを行っている。今年度については、昨年度に引き続きより多くの職員が聴講することができるよう、被災地派遣職員による報告会のコンテンツを庁内イントラネットへ掲載する形式で実施する。

期 間：令和7年10月14日（火）～12月19日（金）

受講者数：213名（予定）

ウ 小中学校等の防災教育における講師の派遣

陸前高田市へ派遣した職員ならびに現地の語り部を小中学校・特別支援学校へ講師として派遣し、東日本大震災の教訓等を伝え、子どもたちの防災意識の向上を図る取り組みを実施する。

実施校：7校（令和7年10月31日時点）

※令和8年3月末までにさらに9校で実施を予定。

(3) 陸前高田市への医療支援

名古屋市立大学看護学部の推薦入試に設置された陸前高田市枠の卒業生に対してフォローアップを行うことで、看護の中核的人材の育成を図り、陸前高田市の地域医療を支援する。

ア 内容

陸前高田市が定めた「名古屋市立大学看護学部陸前高田市枠卒業生登録制度要綱」に基づき、名古屋市立大学病院職員が岩手県中部保健所に赴き、卒業生1名との意見交換を実施した。

また、卒業生1名との意見交換を別途オンラインにて実施する。

イ 時期（予定）

令和7年10月30日（木）～10月31日（金）

令和8年2月または3月（予定）

ウ 対象者

名古屋市立大学看護学部陸前高田市枠卒業生 2名

《参考》名古屋市立大学看護学部陸前高田市枠の概要

区 分	内 容
対 象 者	陸前高田市に住民票を有し岩手県気仙地区内の高等学校卒業の者
期 間	平成25年度入学～平成29年度入学の5年間
支援内容	・入学検定料及び入学料、4年間の授業料を全額免除 ・名古屋市立大学が宿舍を斡旋し、家賃の一部を名古屋市と名古屋市立大学が負担
卒 業 生	10名

(4) 被災者の受け入れ支援

ア 愛知県受入被災者登録制度に基づく本市受入被災者数

令和7年10月31日現在

区 分	世 帯 数	人 数
市 営 住 宅	17 (0) 世帯	29 (0) 名
県 営 住 宅	3 (1) 世帯	5 (2) 名
民 間 住 宅 等	97 (0) 世帯	243 (0) 名
計	117 (1) 世帯	277 (2) 名

(注) () 内は東日本大震災受入被災者のうち、目的外使用許可等により無償で住宅を提供されている件数 (内数)。

イ 令和7年度における各局の支援実績

令和7年10月31日現在

所 管 局	支 援 内 容	実 績
財 政 局	税務証明申請に係る手数料の免除	10件
ス ポー ツ 市 民 局	住民票の写し等の手数料の免除	9件
	被災者支援ボランティアセンターなごやの運営	相談 53件
健 康 福 祉 局	国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金	保険料災害減免 4件

《参考》これまでの各局の主な支援実績

所 管 局	支 援 内 容	実 績
防災危機 管 理 局	定期便による情報提供	1 5 7 回
財 政 局	税務証明申請に係る手数料 の免除	4 7 6 件
スポーツ 市 民 局	女性のための総合相談	4 2 件
	住民票の写し等の手数料の 免除	1, 2 7 0 件
	被災者支援ボランティアセ ンターなごやの運営	相談 4, 8 2 3 件 交流会 7 2 回 1, 8 7 6 人
観光文化 交 流 局	外国人相談	9 件
環 境 局	リユース（再使用） 家具の提供	1 2 7 世帯、2 6 1 個
健 康 福 祉 局	生活福祉資金等の貸付	1 6 件
	生活保護	2 5 件
	介護保険	保険料災害減免等 4 0 件
	障害福祉サービス、自立支 援医療等に関する相談	5 4 件
	予防接種の受付	4 4 9 名
	国民健康保険、後期高齢者 医療、国民年金	保険料災害減免等 3 8 4 件

所 管 局	支 援 内 容	実 績
子 ども 青少年局	保育所への入所	17園、25名
	妊婦及び乳幼児の健康相談 と健康診査等	母子健康手帳交付等40件 乳幼児健康診査52名
住 宅 都 市 局	市営住宅等の提供 風呂釜、コンロ、毛布、 照明器具、エアコンの提供	入居決定145世帯 395名 風呂釜 70個 コンロ 113個 毛 布 232枚 照明器具 114個 エアコン 52台
緑 政 土 木 局	東山動植物園への無料招待	9回、282名
教 育 委 員 会	就学援助（認定件数）	63件
交 通 局	マナカの進呈	271世帯、457名

(注) 実績は平成23年3月11日から令和7年3月31日までの延べ総数。

2 陸前高田市との交流

被災地支援を契機として広がってきた交流について、市民交流団の派遣や「奇跡の一本松」後継樹の植樹を契機に定めた「絆の日」を通じて、友好都市である陸前高田市との交流を一層推進する。

(1) 市民の交流

ア 市民交流団の派遣

防災、スポーツ、産業、文化の4つの分野における市民の活動を通じて、両市の市民や団体の親交を深めるため、陸前高田市へ市民交流団を派遣する。

区 分	時 期	主 な 内 容
防 災 交 流 (防災危機管理局)	令和7年 8月19日(火) ～8月21日(木) 11月28日(金) ～11月30日(日)	・現地関係者による講話 ・震災関連施設の視察 ・現地防災マイスターと防災イベントでのブース出展
ス ポー ツ 交 流 (スポーツ市民局)	令和8年 2月14日(土) ～2月15日(日) (予定)	・バドミントンの交流試合
産 業 交 流 (経済局)	令和7年 7月2日(水) ～7月3日(木) 10月24日(金) ～10月27日(月)	・現地企業との商談 ・「食」を通じた交流
文 化 交 流 (観光文化交流局)	令和7年 6月22日(日) ～6月23日(月)	・フルオーケストラ公演等を通じた交流

イ 名古屋市及び陸前高田市市民交流事業補助制度

両市における市民交流の促進に資することを目的として、交流事業を実施する団体に対する補助を実施する。

補助金額：上限10万円

交付決定団体：1団体（令和7年10月31日時点）

（2）子どもたちの交流

平成24年に陸前高田市と名古屋市の両教育委員会において締結した「絆協定」により、両市の子どもたちによる相互訪問等を通して交流を深めるとともに、両市の将来のまちづくりを担う人材の育成を図る。

また、令和4年度で交流10年の節目を迎えたことから、これまでの事業参加者（以下、「センパイ」という。）も中学生とともに陸前高田市を訪問することにより、生徒たちの防災学習を充実させつつ、両市の絆を一層強め、防災人材を育成する取り組み「絆交流 with S（センパイ）プロジェクト」を実施し、令和5年度以降も絆交流に参画し、中学生交流の企画立案や運営を行うなど、これからの絆交流の担い手として育成するための活動「絆交流 team S（センパイ）プロジェクト」として実施している。

ア 本市の中学生による陸前高田市訪問
 (センパイは引率補助者、企画進行役として同行)

区 分	内 容
実施期間	令和7年8月19日(火)～8月21日(木)
訪問者数	<p>本市中学生36名 千種区2校、東区1校、北区2校、西区2校、 中村区2校、中区1校、昭和区1校、瑞穂区2校、 熱田区1校、中川区4校、港区3校、南区3校、 守山区3校、緑区4校、名東区3校、天白区2校 より各1名 センパイ15名(市民交流団として参加を含む。)</p>
主な行程	<p><1日目> 両市中中学生によるひろたハマラインパーク(岩手県立 野外活動センター)での交流、中学生交流会 <2日目> 奇跡の一本松ホールでの歓迎式及び講話、陸前高田市 中学生による案内活動(東日本大震災津波伝承館や奇跡 の一本松等)、震災遺構の見学 <3日目> かき養殖体験、陸前高田市立高田東中学校見学</p>
生徒の 主な声	<ul style="list-style-type: none"> ・実際に震災遺構を目の当たりにしたり、被災された方から当時のお話を伺ったりしたことがとても印象に残っており、震災について改めて学び直す良い機会になった。 ・この経験を家族や学校のみんなにもしっかりと伝えることで、防災・減災についてもっと知ってもらいたい。

イ 陸前高田市の中学生による名古屋市訪問

区 分	内 容 (予 定)
実施期間	令和8年1月7日(水)～1月9日(金)
訪問者数	20名
主な行程	<1日目> 本市中学生による市内案内活動 <2日目> 職場体験、名古屋城見学、中学生交流会、夕食会 <3日目> 市役所見学(市長表敬、正副議長表敬、議場見学)、 奇跡の一本松後継樹見学

(3) 産業交流

ア 陸前高田市で開催されるイベントへの出展

陸前高田市産業まつりにおいて、なごやめしの提供を行う名古屋市ブースを出展し、陸前高田市民や地元事業者との交流を図った。

イ 本市で開催されるイベントへの出展

名古屋まつりに出展を行い、陸前高田製品の販売やPRを実施した。

ウ 自動販売機による陸前高田市製品の販売

名古屋市中小企業振興会館にて自動販売機による陸前高田製品の販売を実施した。

(4) 文化交流

ア 市民美術展等での相互展示

両市で開催されている市民美術展等において、両市の市民の優秀先品を隔年で相互に展示し、交流を図るもの。今年度は陸前高田市で開催された市民芸術祭において、名古屋市で開催された市民美術展の作品を展示した。

期 間：令和7年11月1日（土）～11月3日（月）

展示作品：名古屋市民美術展の作品を陸前高田市民芸術祭において展示

イ イベントにおける郷土芸能の披露

令和7年10月25日（土）、26日（日）に陸前高田市で開催された「陸前高田市産業まつり」において、名古屋市で活動する団体を派遣し、陸前高田市民の前で三味線音楽の「端唄」を披露した。

ウ 陸前高田市立博物館との交流

リニューアル改修のために臨時休館中の名古屋市博物館と友好館提携をしている陸前高田市立博物館において、令和5年11月から令和8年秋頃までの間、名古屋市博物館収蔵資料「考える人」の像の展示を行う。

(5) 「絆の日」に関する取り組み

「奇跡の一本松」後継樹の東山動植物園への植樹を契機として定めた「絆の日」について、交流事業及び防災啓発事業を実施する。

区分	主 な 内 容 (予 定)	場 所
交 流 事 業	「絆の日」記念交流イベント(3月20日実施)	オアシス21
	絆まつりへのブース出展(2月22日実施)	奇跡の一本松 ホール (陸前高田市内)
	交流10周年記念踊り曲の庁内放送	市役所庁舎
	陸前高田物産ブース出展	名古屋城
	三陸産食材を使用した献立の提供	小中学校等
	植物園長による「絆の日」特別ガイド	東山植物園
防 災 啓 発 事 業	各種媒体を用いた広報	市内各地
	PR動画「名古屋市×陸前高田市“絆”」の放映	区役所等
	「絆の日」企画展	港防災センター

《参考》

陸前高田市における主な取り組み(予定)

- ・「奇跡の一本松」のライトアップ
- ・市役所庁舎における「絆の日」PR動画の放映

(6) 東日本大震災津波伝承館と連携したオンライン授業

本市の小中学校等における防災教育の充実を図ることを目的として、東日本大震災津波伝承館が所有するコンテンツについて現地解説員から直接学び、防災意識を高めるオンライン授業を実施する。

実施校	実施日(予定)	参加者
桜田中学校 (南区)	令和8年3月19日	1～2年生 及び教職員

(7) 防災担当職員の現地派遣研修

各区の防災担当職員や防災危機管理局職員を陸前高田市へ派遣し、陸前高田市民及び職員との交流等を通じて学んだ地域防災の知識や教訓等を本市の防災対策に活用するとともに、防災人材の育成・強化を図った。

区分	時期	人数	主な内容
区職員	令和7年 7月3日(木) ～7月4日(金)	3名	<ul style="list-style-type: none">・現地の行政関係者による講話・質疑・東日本大震災津波伝承館や震災遺構等の視察
防災危機管理局職員	令和7年 11月8日(土) ～11月10日(月)	8名	<ul style="list-style-type: none">・仮設住宅体験館における宿泊体験・東日本大震災津波伝承館や震災遺構等の視察・現地津波避難訓練への参加・陸前高田市職員との交流ワークショップ・現地市民等へのインタビュー

3 令和6年能登半島地震に係る被災地への支援

(1) 令和7年度の職員派遣

ア 七尾市への職員派遣

職 務 内 容	派遣先所属	派遣元局	派遣人数
市有建築物災害復旧支援業務	都市建築課	住宅都市局	1名
公園等災害復旧事業支援業務	都市建築課	緑政土木局	1名
宅地災害復旧支援業務	都市建築課	緑政土木局	1名
上下水道復旧支援業務	上下水道課	上下水道局	1名
下水道復旧支援業務	上下水道課	上下水道局	1名
計			5名

イ 珠洲市への職員派遣

職 務 内 容	派遣先所属	派遣元局	派遣人数
上下水道復旧支援業務	環境建設課	上下水道局	1名
下水道復旧支援業務	環境建設課	上下水道局	1名
計			2名

(注) 地方自治法第252条の17に基づく年間を通じた派遣

(2) 令和8年度の職員派遣予定

ア 七尾市への職員派遣予定

(ア) 方針

- ・被災地の復興事業の状況に鑑み、引き続き七尾市に対して、要請のあった職務について職員を派遣し、支援を行う。
- ・被災地域支援本部事務局職員及び派遣元局の職員が定期的に被災地を訪問し、派遣職員との情報交換、意見交換の場を設けることにより、派遣職員を孤立させないようサポートを継続する。

(イ) 内訳

職 務 内 容	職 種	派 遣 元 局	派 遣 人 数
市有建築物災害復旧支援業務	建築(公共営繕・災害公営住宅)	住宅都市局	1名
公園等災害復旧事業支援業務	土木(公園)	緑政土木局	1名
宅地災害復旧支援業務	土木(宅地防災)	緑政土木局	1名
上水道復旧支援業務	土木(上水道)	上下水道局	1名
下水道復旧支援業務	土木(下水道)	上下水道局	1名
計			5名

(注) 七尾市と名古屋市被災地域支援本部との調整に基づく現時点での見込み。年間を通じて同一職員による派遣を予定。

イ 珠洲市への職員派遣予定

(ア) 方針

- ・被災地の復興事業の状況に鑑み、引き続き珠洲市に対して、要請のあった職務について職員を派遣し、支援を行う。
- ・被災地域支援本部事務局職員及び派遣元局の職員が定期的に被災地を訪問し、派遣職員との情報交換、意見交換の場を設けることにより、派遣職員を孤立させないようサポートを継続する。

(イ) 内訳

職 務 内 容	職 種	派 遣 元 局	派 遣 人 数
上 水 道 復 旧 支 援 業 務	土木（上水道）	上下水道局	1名
下 水 道 復 旧 支 援 業 務	土木（下水道）	上下水道局	1名
計			2名

(注) 珠洲市と名古屋市被災地域支援本部との調整に基づく現時点での見込み。年間を通じて同一職員による派遣を予定

被災地への応援職員派遣に関する基本方針（案）

名古屋市は、他地域での大規模災害時の職員派遣要請に対しては、「災害時の応援・受援は相互（お互い様）の関係であること」「被災地での経験を通じて本市の災害対応力の向上が図られること」などを勘案し、本部長の指示のもと可能な限り応えることを基本的な方針とし、被災地域への職員派遣について被災地域支援本部会議において決定する。

【短期派遣】

○短期の職員派遣については、被災自治体における避難所運営や罹災証明書の交付等、発災直後特有のマンパワーを必要とする業務に対する支援であることから、総務省の応急対策職員派遣制度等に基づき、被災地における職員の安全確保に留意しつつ、可能な限り早期に、必要な応援職員を全庁的に確保し対応する。

【中長期派遣】

○中長期の職員派遣については、早期の復旧復興に向けて技術専門職員を中心に要請されることとなる。短期派遣を行った自治体に対しては率先して派遣することを基本とし、その他の被災自治体からの要請にも応じていくこととする。

○本市から中長期派遣を開始した業務について、その業務に関する職員派遣要請が続く間は、派遣ニーズや業務内容及び必要人員等を精査し、職員を可能な限り継続的に派遣することを基本とする。

○職員の派遣にあたっては、総務局、防災危機管理局、派遣元局において、十分な事前調整を行う。

【その他】

○本市は、被災地支援を通じて得られた知見を、本市の災害対策に反映する。
また、所属内研修や地域住民・学校等への被災地での経験に基づく講話など、本市の災害対応力向上に向けた還元については、積極的に取り組めるよう配慮する。